

詳細情報		hH200330T0140		
掲載（所管）部局	年金局			
公布日	令和2年3月30日			
種別・番号	令和2年政令第101号			
件名	国民年金法施行令等の一部を改正する政令			
公布資料	法令文	厚生労働省PDF	新旧対照表	厚生労働省PDF
制定・改正又は廃止される法令等	第1条	P-1	・国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）	クリック注
	第2条	P-2	・沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）	クリック注
	第3条	P-2	・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）	クリック注
	第4条	P-4	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）	クリック注
	第5条	P-6	・厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号）	クリック注
	第6条	P-7	・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第179号）	不明
	第7条	P-7	・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成14年政令第407号）	クリック注
	第8条	P-11	・平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成16年政令第298号）	クリック注
	第9条	P-11	・国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）	クリック注
	第10条	P-37	・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第133号）	クリック注
	第11条	P-45	・死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成25年政令第280号）	クリック注

	附則第7号 P-52	・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)	クリック注
	附則第8号 P-54	・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)	クリック注
	附則第9号 P-55	・国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)	クリック注
	附則第9号 P-55	・児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)【国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第294号)の一部改正】	クリック注
	附則第9号 P-55	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)【国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第294号)の一部改正】	クリック注
	附則第9号 P-55	・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)【国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第294号)の一部改正】	クリック注
	附則第9号 P-55	・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成17年政令第56号)【国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第294号)の一部改正】	クリック注
関連する通知文	国民年金法施行令等の一部を改正する政令、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(年発0401第1号～第2号)		厚生労働省PDF
パブリックコメント	【案件番号：495190498】「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」の結果公示について		
	意見公募手続を実施しておりません		
	提出意見数	- 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無
			無
			クリック

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

- ・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。
- ・「不明」とは、「厚生労働省法令等データベースサービス」及び「e-Gov法令検索」に掲載されていないことをいいます。官報等により確認ください。